

■ 現行計画の施策体系



■ 次期計画体系 (案)

基本理念 優つた思いやりが織りなす「いきいき福祉のまち」 ～手と手を取り合い、みんなが笑顔で暮らせる地域社会をつくりましょ～	基本目標1：住民主体の支え合いによるまちづくり
	(1) 地域福祉活動への参加を促す仕組みづくり
	①自治会の組織強化と活動の充実
	②地域で活動する関係団体との連携強化
	③地域福祉活動のための情報発信
	(2) 地域福祉を支える担い手の育成
	①地域活動の人材・リーダーの育成
	②福祉教育の充実
	(3) 地域の支え合い活動の活性化
	①地域住民の交流の促進
	②地域見守りネットワークの充実
	(4) ボランティア活動の推進
	①ボランティアセンターの充実
	②ボランティア活動への参加促進
	(5) 防災・防犯対策の推進
	①地域における防犯や防災対策の強化
	②避難行動要支援者の支援体制の充実
	基本目標2：安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり
(1) 相談体制・情報提供の充実	
①身近な相談窓口の充実	
②情報提供の充実	
(2) 誰もが安心して利用できる福祉サービスの提供	
①多様なニーズに対応した福祉サービスの充実	
②サービス利用者の権利擁護	
基本目標3：いきいき福祉の基盤づくり	
(1) 地域福祉活動を支える拠点の充実	
①社会福祉協議会との連携強化	
②社会福祉協議会組織の基盤強化	
③活動拠点の整備及び充実	

基本目標1 → 地域福祉活動計画 (地区住民活動計画)

- ①地域コミュニティの支援事項に関する事
- ②安全な暮らしの確保に関する事 (防犯・防災体制づくり・強化など)
- ③生涯の暮らしを支える健康・生きがいづくりに関する事
- ④地域福祉を支える担い手の育成

基本目標2 → 地域福祉計画 (行政計画)

- ⑤課題を解決する機能に関する事 (発見・連携・相談支援体制、再犯防止推進計画など)
- ⑥福祉サービスの提供・充実に関する事

基本目標3 → 地域福祉計画 (行政計画)

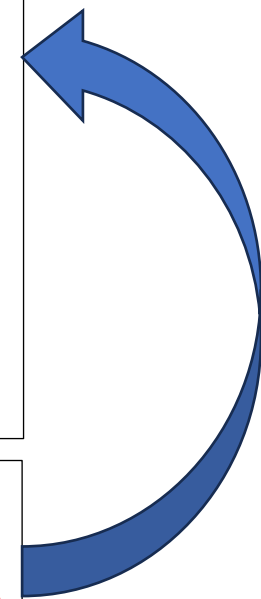
- ⑦権利擁護に関する事 (成年後見制度利用促進基本計画)
- ⑧福祉人材の育成と確保に関する事
- ⑨社会福祉協議会の連携強化
- ⑩社会福祉協議会の基盤強化
- ⑪バリアフリー、公共交通の利便性向上

■ 社会福祉法第107条 (市町村地域福祉計画) (抜粋)

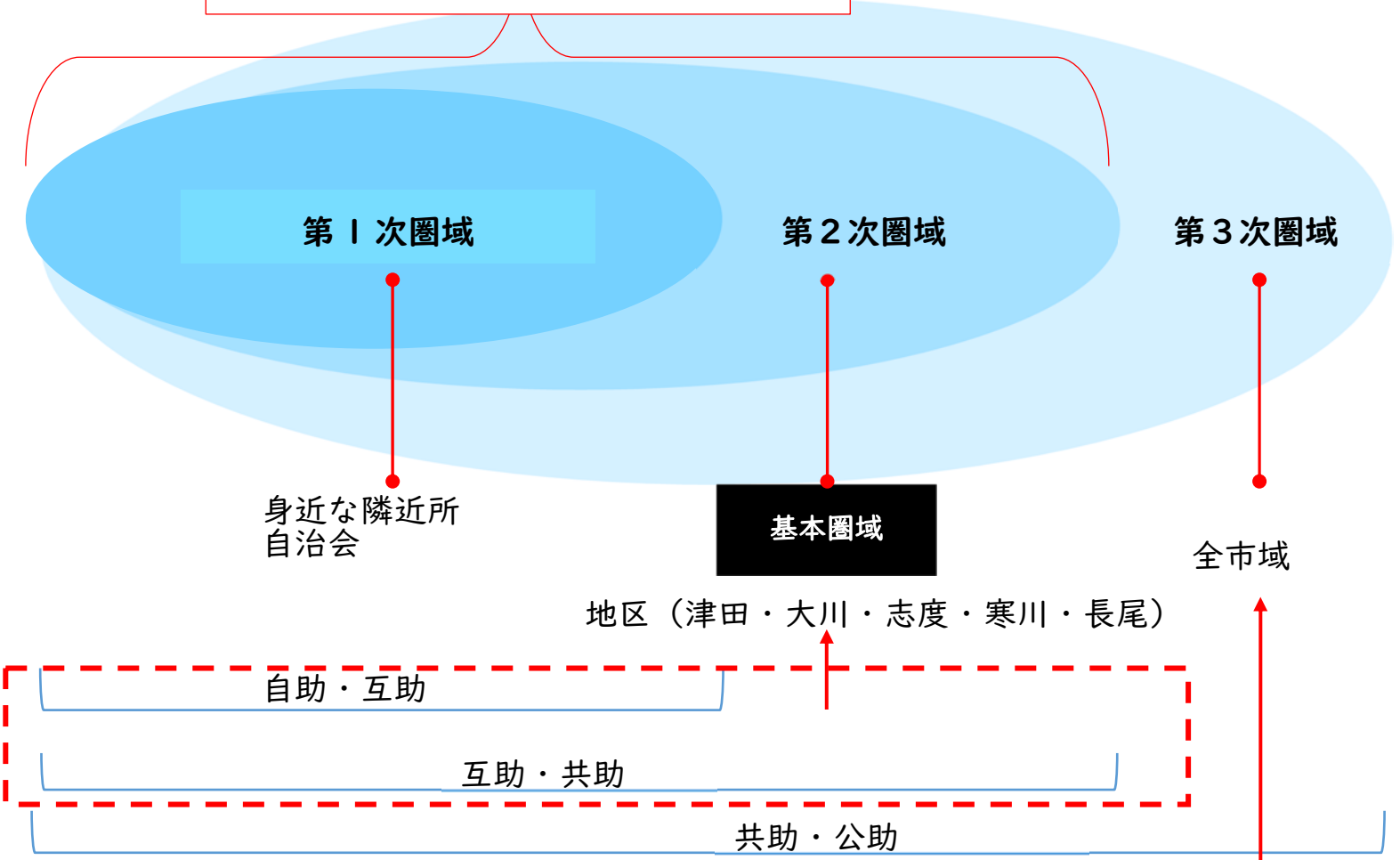
1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 (以下「市町村地域福祉計画」という。) を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

今回の計画更新の条件として、社会福祉法第107条の改正で「市町村が定める地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置付けること、上記5つの項目について定めること」が示されています。加えて、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の策定 (取り込み) が求められています。

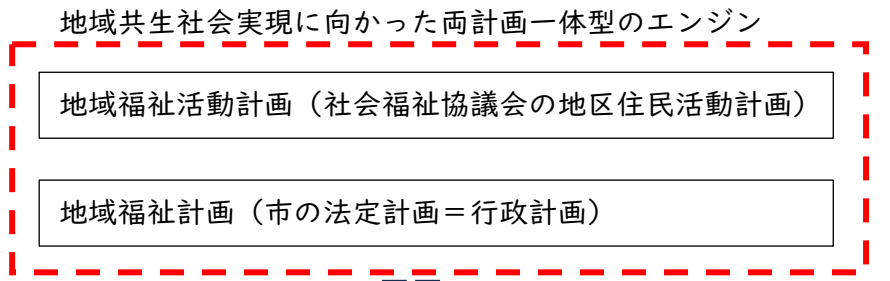


地域福祉活動計画（社会福祉協議会の地区住民活動計画）が主体となる範囲となり、地域共生社会の実現のエンジン部分となる。



地域福祉計画（市の法定計画＝行政計画）の範囲となり、「権利擁護、地域福祉の課題解決及び住民の生活環境整備（8050問題、経済的支援、再犯防止計画等）に関わる法定計画の取組をまとめる。

■ 現行計画の施策体系



基本理念 優しさと思いやりが織りなす「くまがら福祉のまち」
 ～手と手を取り合い、みんなが笑顔で暮らせる地域社会をつくりましょ～

自助・互助・共助

基本目標1：住民主体の支え合いによるまちづくり
(1) 地域福祉活動への参加を促す仕組みづくり
①自治会の組織強化と活動の充実
②地域で活動する関係団体との連携強化
③地域福祉活動のための情報発信
(2) 地域福祉を支える担い手の育成
①地域活動の人材・リーダーの育成
②福祉教育の充実
(3) 地域の支え合い活動の活性化
①地域住民の交流の促進
②地域見守りネットワークの充実
(4) ボランティア活動の推進
①ボランティアセンターの充実
②ボランティア活動への参加促進
(5) 防災・防犯対策の推進
①地域における防犯や防災対策の強化
②避難行動要支援者の支援体制の充実
基本目標2：安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり
(1) 相談体制・情報提供の充実
①身近な相談窓口の充実
②情報提供の充実
(2) 誰もが安心して利用できる福祉サービスの提供
①多様なニーズに対応した福祉サービスの充実
②サービス利用者の権利擁護
基本目標3：いきいき福祉の基盤づくり
(1) 地域福祉活動を支える拠点の充実
①社会福祉協議会との連携強化
②社会福祉協議会組織の基盤強化
③活動拠点の整備及び充実

共助・公助